

平成26年第3回太良町議会（定例会第2回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成26年6月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成26年6月10日	9時30分	議長	末次利男	
	散会	平成26年6月10日	11時40分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席0名 欠員2名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	欠員	
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	12番	下平 力人	1番	田川 浩	2番	江口 孝二
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 福 田 嘉 彦			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画商工課長 財 政 課 長 町民福祉課長 健康増進課長	岩 島 正 昭 永 淵 孝 幸 松 尾 雅 晴 毎 原 哲 也 桑 原 達 彦 川 崎 義 秋 松 本 太 田 中 久 秋	環境水道課長 農林水産課長 税 務 課 長 建 設 課 長 会 計 管 理 者 学校教育課長兼社会教育課長 太良病院事務長	藤 木 修 新 宮 善 一 郎 大 串 君 義 土 井 秀 文 高 田 由 夫 野 口 士 郎 井 田 光 寛		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成26年6月10日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成26年太良町議会6月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	6番 平古場 公子	<p>1. 子ども・子育て支援制度について</p> <p>来年4月から施行予定の子ども・子育て支援制度は我が国のすべての子育て家庭への支援を行うことにより、1人ひとりの子どもの健やかな成長を支援するための重要な施策である。</p> <p>しかしながら、いまだ制度の中身について不明確な点も多いため、確認の意味で制度の内容等について質問する。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援制度の目的及び内容について。</p> <p>(2) 子ども・子育て会議の実施状況は。</p> <p>(3) 新制度への移行時期について。</p>	町 長
		<p>2. 太良町の若年女性問題について</p> <p>去る5月10日の新聞報道で若年女性人口将来推計で県内20市町で太良町の減少率がトップだということで大きく取り上げられました。ただ、あくまでこれは推計で、町長が言われているように真摯に受け止めなければならない問題だと思うが、今後の取り組みについて質問する。</p> <p>(1) 女性の雇用の場の確保はできないか。</p> <p>(2) 町営住宅を増やす計画はないか。</p> <p>(3) 男女の出会いの場を確保するためのイベント等はできないか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	1番 田川 浩	<p>1. 町づくりについて</p> <p>本町に様々な課題がある中で、人手不足・人材不足という点で中々解決に向けての着手ができていないものもあると思われる。そこで、総務省が行っている「地域おこし協力隊」事業を活用し、都市圏からの人材を登用し、町の活性化を図る起爆剤にしたかどうか。</p> <p>(1) 観光戦略、企画立案・実施、PR担当として活用できないか。</p> <p>(2) 農水産業活性化及び、特産品振興施設の活性化担当として活用できないか。</p> <p>町の考えを問う。</p>	町 長
3	10番 久保 繁 幸	<p>1. 空き家等の適正管理に関する条例について</p> <p>空き家等の適正管理に関する条例ができ1年半が経過したが、条例の運用状況について問う。</p> <p>(1) 現在、対象空き家の数はどれ位あるのか。</p> <p>(2) 今後、空き家が増えていくと予想されるが、どのように考えていくのか。また、活用の方法はないのか。</p> <p>(3) 空き家の固定資産等はどのようにしているのか。</p> <p>(4) 危険家屋の解決をどのようにしているのか。</p>	町 長

午前9時30分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（末次利男君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は3名であります。通告に従い、順次質問を許可いたします。

1番通告者、平古場君、質問を許可します。

○6番（平古場公子君）

議長の許可を得ましたので、通告書に沿って質問をいたします。

1番目、子ども・子育て支援制度について質問をいたします。

来年4月から施行予定の子ども・子育て支援制度は、我が国の全ての子育て家庭への支援を行うことにより一人一人の子供の健やかな成長を支援するための重要な施策であると思えます。しかしながら、いまだ制度の中身について不透明な点も多いため、確認の意味で制度の内容等について質問をいたします。

1点目、子ども・子育て支援制度の目的及び内容について、2点目、子ども・子育て会議の実施状況はどうなっているか、3点目、新制度への移行時期について。以上を質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

平古場議員の1点目、子ども・子育て支援制度についての質問にお答えいたします。

まず、1番目の子ども・子育て支援制度の目的及び内容についてであります。まずこの制度がつくられた経緯を申し上げますと、全国的な少子化傾向が続く中、これまで国と自治体はエンゼルプランや少子化対策基本法、人材育成支援対策基本法などに基づき待機児童解消などの少子化対策やワーク・ライフ・バランスの実現などに取り組んできましたが、さらなる少子化の進行、人口減社会の到来、経済環境や雇用環境、家庭環境の変化に伴う保育需要の高まり、地域の子育て力の低下、幼児期からの質の高い学校教育、保育への要請などから抜本的な対策が求められていたところでございます。

こうした状況の中、従来の子ども・子育て関連制度を総合的、包括的に見直し、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連3法により自治体の子ども・子育て支援、自治体育成支援は新しいステージを迎え、来年4月からの新制度に移行することになりました。

御質問のこの制度の目的でございますが、子供、保護者の置かれている環境に応じ保護者のニーズに基づいて幼稚園、保育所、認定こども園などの多様な施設、事業者からそれぞれの特性を生かした良質かつ適切な教育、保育、子育て支援を総合的に提供することです。主な内容につきましては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小

規模保育等への給付の創設や認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実であります。大きく変わる部分を具体的に申し上げますと、これまで幼稚園と保育園は全く別々の運営方式でしたが、今回の新制度では希望により認定こども園など幼・保連携型への移行が認可手続の簡素化などによりできやすくなったこととございます。

2番目の子ども・子育て会議の状況につきましては、現在まで2回の会議を実施しております。今後策定予定の子ども・子育て支援事業計画について御意見をいただいているところでございます。

3問目の新制度への移行時期につきましては来年4月1日からになりますが、認定こども園等への移行は必ずしも来年度当初に移行するのではなく、来年度以降いつでも可能となっているところでございます。

以上でございます。

○6番（平古場公子君）

まず、1番目の子ども・子育て支援制度の目的と内容について答弁をいただきましたが、認定こども園に移行すれば幼稚園や保育園がどう変わっていくのかお尋ねいたします。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

認定こども園へ移行すれば幼稚園、保育園がどう変わるのかという質問でございます。認定こども園につきましては、まず教育と保育を一体的に行うことができます。また、保護者の働いている状況にかかわらず教育、保育を受けることができるようになっています。

以上でございます。

○6番（平古場公子君）

認定こども園への移行ができやすくなるという答弁だったと思いますが、具体的にはどのようなんでしょうか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

まず、認可に伴う根拠でございますけれども、これまで幼稚園は学校教育法、それから保育所が児童福祉法、認定こども園が認定こども園法でありましたけれども、このたびの法の改正によって認可基準のほう認定こども園法に一本化をされております。それで、設置主体、指導監督、基準なども見直されて、移行の希望が出しやすくなったところでございます。

○6番（平古場公子君）

新たに幼・保連携型認定こども園へ移行を希望した場合、既存の施設のままでは移行できないと思いますが、変更すべき点はこういったところでしょうか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えいたします。

幼・保連携型の認定こども園へ移行するためには、その認可基準がございます。一例を申し上げますと、学級編制、それから職員の配置基準、それと園長等の資格、あと園舎保育室等の面積とか食事の提供、調理室の設置などがございます。ですから、この基準を一応クリアをすることが必要であります。そして、職員につきましては、幼稚園の教諭の免許、それから保育士の資格も必要になってきますので、新たに資格を有する者を雇用をするか資格を取ることになると思います。

なお、今回、この移行に伴いまして国のほうでは幼稚園の教諭の免許、それから保育士資格の併有を促進するために資格取得について履修科目、試験科目を軽減する特例を設けるとのことでございます。

以上です。

○6番（平古場公子君）

このほかに変更あるいは緩和されたということはないでしょうか。

○町民福祉課長（松本 太君）

これまで保育の必要性の認定ですけども、保育園にあっては、保育をする人がいないということで保育園に入園をするということになっておりましたけども、この新制度になりますと昼間労働することを常態としているなどの当該児童を保育することができないと認められる場合が今までの現状でございましたけども、新制度では、もう就労がパートタイム、それから夜間の就学とか、そういういろいろな理由があった場合にも緩和されるということになっております。また、放課後児童クラブにおいては、ただいま対象が3年生になっておりますけども、来年から6年生までに広げるというふうになっているところでございます。

○6番（平古場公子君）

まだまだ中身についてはこれから審議されると思います。

それでは、2番目の質問をいたします。子ども・子育て会議を2回実施されたということですが、会議の内容についてお尋ねをいたします。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

1回目はことしの2月7日の日に行いまして、この子ども・子育て会議の概要等を説明をいたしました。それと、事業計画にかかわるニーズの調査等について御審議をいただいたところでございます。2回目は先月5月27日に実施をいたしまして、このニーズ調査の結果の報告と、それから今年度のスケジュールについて御審議をいただいたところでございます。

○6番（平古場公子君）

ニーズ調査をされたということですが、調査の内容と、どのようなニーズがあったのかお尋ねいたします。

○町民福祉課長（松本 太君）

ニーズの内容でございますけれども、家族の構成、それから就労の状況、それと子育てに関する相談相手や子育て全般のことの調査を行っております。ニーズ、要望につきましては、就学前の保護者につきましては病後児保育、それから学童保育、それと相談体制等の充実で、保育料の軽減、それから子育てをしながら働ける環境づくり等の希望が多かったようです。小学生のほうの調査でございますけれども、小学生のほうは医療の充実、小児科関係ですけれども、それから子育て関係の情報、それから一時預かり等の充実の要望が多くて、それから子育ての全般では教育に関するところが圧倒的に多いようでございます。また、子育てに対して日常的に悩んでいること、気になることについての調査をいたしましたところ、病気や発育、発達に関すること、それから食事や栄養に関すること、子供との時間がとれないこと、それと子供を叱り過ぎているような気がする等があったところでございます。

以上です。

○6番（平古場公子君）

今回の調査でいろいろな保護者のニーズがわかったと思いますが、今後町としてどう生かしていけるのかお尋ねをいたします。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

今回のこの調査につきましては、子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料でございます。今回の要望等をこの計画に反映をいたしまして、太良町の子ども・子育ての支援が実りあるものになるようにしていきたいと考えているところでございます。

○6番（平古場公子君）

よろしく願いをいたします。

3番目の新制度の移行時期についてですが、移行時期については来年度以降ならいつでもできるという答弁で安心をいたしました。この制度は早くから計画され、法律の改正等があり着々と進められたようですが、現状は国からのいろいろな決定がおくれ、市町も足踏みしている状態だと聞いています。この件は先日の新聞にも掲載されました。町においてもこれから本番だと思うので、しっかりした計画を策定し、子育て支援がうまくいくようにお願いをしておきます。

次に、2番目の質問に入ります。

太良町の若年女性問題について。去る5月10日の新聞報道で若年女性人口将来推計で県内20市町で太良町の減少率がトップだということで大きく取り上げられました。ただ、あくまでもこれは推計ということですが、町長が言われているように真摯に受けとめなければならぬ問題だと思います。今後の取り組みについて質問をいたします。

1点目、女性の雇用の場の確保はできないか、2点目、町営住宅をふやす計画はないか、3点目、男女の出会いの場を確保するためのイベント等はできないか、3つの質問をいたし

ます。

○町長（岩島正昭君）

平古場議員質問の2点目、太良町の若年女性問題についての1番目、女性の雇用の場の確保はできないかということについてお答えをいたします。

平成26年5月9日付で佐賀新聞に掲載された有識者らでつくる日本創生会議の分科会が発表した内容は、現在のペースで地方から大都市への人口流出が続けば、2040年には太良町に限って言えば若年女性、これは20歳から39歳まででございますけども人口が2010年の823人から290人まで減るということで、平古場議員も心配されて、雇用の場があれば若年女性の人口も減らないのではないかという考えから質問されたというふうに思っております。女性に限らず一般的な雇用の場の確保につきまして申し上げますと、企業の誘致については以前から何度となく議会の質問がなされてきておりますが、太良町の置かれている地理的条件あるいは交通の利便性等の問題等によって企業誘致を行ってもなかなか来てもらえないというのが現状で、雇用の増大が望めない状況でございます。したがって、町内企業等に雇用をふやす努力をしていただくようお願いしなければなりませんし、役場もその中の一つとして職員の採用あるいは臨時職員の採用等に努力をしているところでございます。

2番目の町営住宅をふやす計画はないかについてでございますが、これは昨年の12月定例会で田川議員の質問に対する答弁で申しましたとおり、年間維持補修等を考慮した場合、補助事業での建設ではなく単独事業で一戸建てを建設して、将来的には払い下げすることも考えておる状況でございます。また、建設場所についても交通アクセスや立地条件を加味しながら今後検討していきたいというふうに思っております。

次に、質問の3番目、男女の出会いの場を確保するためのイベント等はできないかについてお答えします。

ここ数年の太良町の男女の出会いの場を確保するためのイベント等としては、平成21年から23年までの3カ年間、社会福祉協議会への委託事業としてしあわせ発見事業を実施し、20回の出会いの場に延べ313人が参加をいたしております。また、ゴールデンタイムの全国放送番組であった平成23年度の太良町の情報発信を兼ねた太良町の花嫁お見合い大作戦は、太良町内の独身者19名が参加し、太良町の知名度アップと町の魅力発信の事業として一定の効果が得られました。今後の男女の出会いの場のイベントといたしましては、佐賀県が昨年度から418、いわゆるしあわせいっぱいというプロジェクトを開始し、出会い・結婚応援サイト等を開設していますので、結婚を希望される方は能動的かつ積極的に利用していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（平古場公子君）

まず最初に、私も一人の女性として20代、30代の若年時代がもちろんありました。そのと

きは男性よりも女性がはるかに多かったという記憶があります。幾ら推計とはいえども、余りの数字に驚きました。この新聞を見て町長のどう思われたか、率直な意見を聞かせてください。

○町長（岩島正昭君）

本当にあくまで推計といっても、やっぱり数字的にそういうふうにあらわれますと、本当にこれは将来的にどうなるんだというふうに思っております。今、いろいろ町内の独身者を調べておりますと、多いんですよ、独身者が。ただ、数字的に申し上げますと、20歳から59歳までですけれども男性で692名の方が独身です。バツイチとか、バツイチとそこまで言っちゃいけないんですけども、そういうようなことで、全然結婚してない方です、がそれぐらいいらっしやいます。それで、女性の方も20歳から59歳まで465名おいでになるんですよ。だから、こういう方たちがもっと結婚願望があって、どんどんどんどんこういうふうにイベントに参加して何とか結婚をしたいというふうな雰囲気上がれば、町としてももっとどんどんどんどんこういうようなイベントをやって、ひとりでも町外から多くの女性等々おいでいただければというふうに思っております。だから、今後もそういうふうなことで、そういうふうなことをおっしゃっていらっしやいますから、現にこれはまだ一昨年とことしの1月に実は諫早市の宮本市長にお願いに行って、遠距離恋愛はだめだから近隣の市町村で何とか婚活できないかということで諫早の市長にもお願いし、副市長にお願いして何とかそういうふうな時期をある程度持って再度諫早ですか太良町ですか、そういうふうな計画をやっていきたいと思えます。それが太良町にこういうふうな女性をふやす一連と思ってなるべく町外がこういうふうに来ていただきたいということと、今、独身者が実際600から400ぐらいおいでになると、なかなか町内同士の結婚というとは、こういうふうな小さな町はなかなかできないのが現状ですから、できるだけ町外の方とお見合い等々やって、そういうふうな結婚等々をイベント等もやっていきたいと、このように思っております。

○6番（平古場公子君）

それでは、1点目の雇用の確保について質問をいたします。町長が答弁されているように男女を問わず非常に厳しくもあり、簡単に企業は来てくれません。しかし、私が聞いた範囲では諫早市の小長井町などかなりの町内の女性の方が働いておられます。ただ、20代から30代は少ないということです。そこで、先ほど役場の臨時職員の採用等に努力しているとのこと、答弁がありましたが、採用について今までどおりのシステムで期間は2年なのかお尋ねをいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、臨時職員を役場が採用する場合につきましては、必ず公募をするということで、まずそれが大前提になっています。それで、何で2年になったのかという御質問でございます

が、以前は期限というのがなくて、長い方についてはもう20年とか、そういう方もいらっしゃって、どうしたらそういう長い期間勤めることができるんですかというような、そういう世間の、一般の方々からの批判に似たような質問等がありまして、現町長になりましてから2年を限度ということで、雇用の回転を早めるというか、多くの方に役場のほうに採用して多くの方が役場で採用できるというような、そういうことを目指して、特定の方に偏らないそういう採用の仕方をしようということで、そういうふうになったというふうに私理解をしております。

○町長（岩島正昭君）

ちょっと補足します。以前は一番長い人で15年あるいは20年の方もいらっしゃったとお聞きをしています。その人より遅く入った職員は、もうその人は町の一般の正職員というふうなことで勘違いしよったということと、もう一つは県、いわゆる土木事務所、農林事務所等々は1年ですよ、1年サイクルで土木事務所において鹿島市役所においてどっか行ってまた戻ってくるというふうなサイクルですよ、それが1点、それからもう一点は、ある父兄の方からも、ある程度の高齢者の方から何名か、町長さん、うちの嫁は来たばってんが仕事のなかけん、何か学費とかなんとかで足しに何か役場で採用できんでしょうかと、内容を見れば、もう役場に今勤めていらっしゃる臨時の奥さんたちは、もう高校も卒業、大学も卒業して学費等々余り要らん人もおいでになると。だから、そういうふうな子育てに一生懸命今から先金の要る私たちの息子の嫁等々はどんどん入れてもらえないでしょうかというふうなことで、そういうふうなお願い等々がございましたから、やっぱりこれはもう1年といえば余りだから、2年サイクルでやろうということと、もう一つは年齢制限もやりました。というのは、役場の事務職員は60歳で定年ですよ。だから、臨時の職員も60で頭打ちだと。現状の職員さんについては65歳、これは何で65歳かといいますと、65になれば年金をもらうから、それで年齢の上限を決めようというようなことで、何年前からかな、そういうふうなことでやっている状況でございます。

以上です。

○6番（平古場公子君）

以前は役場の臨時職員といえば非常に聞こえがよかったですね。今までの会社をやめてでも役場に入りたいという人が面接を受けられたと思いますが、2年間終わった後、仕事がなかなか見つからず困っている人が多くいます。できればもう少し期間を長くしてもらえないかと、町民の女性の方の御希望なんですけど、そこら辺、町長、いかがでしょうか。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えします。

2年にした理由は、先ほど町長が申した理由でございます。それで、また再度町のほうに登録をしていただければ、6カ月ですかね、なれば、また雇用すると、誰もいなかった場合

ですよ、そういうふうなことをやっておりますので、そういった方がもし仕事が見つからなくなれば、やめる時点でまたそういった登録をしていただくと。しかし、今、ないとおっしゃいましたけれども、町内でまた再度雇用をという申請が少ないんですよ、今、現在。ですから、町外からも登録していただいているというような状況でございます。

以上です。

○6番（平古場公子君）

女性の意見として真摯に受けとめてよろしく願いをいたします。

次に、2番目の町営住宅をふやす計画はないかということに質問をします。

町長の答弁で安心をいたしました。一回私も質問をさせてもらったことがあるんですけど、核家族がふえるのではないかと大変町長が心配しているという答弁でしたので、再度確認の意味で質問をさせていただきました。できるだけ早い時期に建設していただきますよう、ぜひお願いをいたします。

次の質問に入ります。

3番目、男女の出会いの場を確保するためのイベント等はできないかということですが、社会福祉協議会で行われたしあわせ発見事業は3年間で313人が参加したということですが、男性、女性の内訳は何人ずつなのかということと、町内だけなのか、また町外からも来られるのかお尋ねをいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

23年度から3年間行ったしあわせ発見事業の参加者313人の内訳でございますが、男性が156人、女性が157人でございます。その男性156人の内訳は、これは町内の方がほとんどで、一部町外の方がおられるということ、女性につきましては半数以上が町外の方でございました。

以上でございます。

○6番（平古場公子君）

しあわせ発見事業で20回の出会いの場がつくられたということですが、全てパーティー形式の出会いの場でされたのかお尋ねいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

どうしても合コンとか、そういうパーティー形式が苦手な方もいらっしゃるということで、登録制によって1対1のお見合いのスタイルの出会いも7回ほど開催をされております。

以上でございます。

○6番（平古場公子君）

しあわせ発見事業のパーティー形式あるいは1対1のお見合いスタイルでの出会いの場で

結婚に結びついたというカップルがおられるかどうかお尋ねいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

このしあわせ発見事業でその目的を成就して結婚されたカップルは1組ございます。3年間で1組ございます。

○6番（平古場公子君）

そしたら、全国放送であった太良町の花嫁お見合い大作戦は町を挙げての一大イベントでしたけど、このイベントで結婚まで至ったというカップルは何組かあったんでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

当日カップルは19名中11組できました。その後いろいろな紆余曲折もあつたりいろんな事情があつてなかなかうまく進まないという場面のこともありましたが、今現在、幸いなことに結婚に向けて進行中のカップルが1組おられるというふうにお聞きをいたしております。

以上でございます。

○6番（平古場公子君）

佐賀県が男女の出会いと結婚、応援の事業を始めたという答弁がありました。より広域的に出会いの場がつけられることは大変いいことだと思います。しかし、いろいろな出会いの場がつけられても、まずは当事者がそれらの情報を見つけ出し、その気になって積極的に参加しようと思わなければ、そのような場も生かされないと思います。最近、テレビ番組で「こんなところに日本人」というドキュメンタリー的な番組があります。世界各国に女性がお嫁に行っておられます。私は毎週見るのを楽しみにしておりますが、日本から何万キロから何百万キロか知りませんが、電気もない、水道もない、子供たちは何キロも歩いて学校に行く、それでもここで結婚し生活をするのがとても幸せですという女性の方もたくさんおられますので、ぜひ太良町の男性の方も積極的にアピールをし、せっかくつくっていただいた出会いの場ですから、まずは参加されることを願っています。私たちの世代はこの世に生をうけたなら必ず結婚をせんばいかんという何か使命感のようなものがあつたので、誰も結婚しない人は私の周りにはいなかったと思います。と同時に女性は結婚したら帰るところはないと思えと親から言い聞かせてもらいましたので何事にも耐えることができました。今の若い人たちの気持ちは、時代の流れも変わってきたと思いますが、ちょっと私には感慨深いところがあります。こういった男女の出会いに関する情報は町報または町のホームページなどにもどんどん出していただき、これらの出会いの場が活用されることを強く願って私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（末次利男君）

2番通告者、田川君、質問を許可します。

○1番（田川 浩君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

本町にさまざまな課題がある中で人手不足、また人材不足という点でなかなか解決に向けて着手ができていないものもあると思われま。そこで、総務省が行っている地域おこし協力隊という事業を活用し、都市圏からの人材を登用し、町の活性化を図る起爆剤にしたらどうか提案をいたします。

1点目、例えば地域おこし協力隊を観光戦略、企画立案・実施、PR担当として活用できないか、2点目、例えば地域おこし協力隊を農水産業の活性化及び特産品振興施設の活性化担当として活用できないか。

以上、町としての考えを伺います。よろしく申し上げます。

○町長（岩島正昭君）

田川議員の質問、地域おこし協力隊の活用についてお答えいたします。

地域おこし協力隊は人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることで意欲ある都市住民のニーズに応えながら地域力の維持強化を図っていくことを目的とする取り組みでございます。具体的には地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱し、一定期間以上農林漁業の応援、水源保全、監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら当該地域への定住、定着を図る取り組みについて国が必要な財政支援を行うものでございます。国の財政支援につきましては、隊員1人当たり上限400万円と募集に係る経費、上限200万円が特別交付税として実施した地方自治体に交付をされます。期間につきましては、おおむね1年以上、最長3年でございます。

質問の1番目、地域おこし協力隊を観光戦略、企画立案・実施、PR担当として活用できないかについてお答えをいたします。太良町の観光戦略につきましては、平成31年度を目標年度とする第4次太良町総合計画及び議員がワークショップメンバーとして参加していただき平成23年度に策定した太良町観光マスタープランがございます。これらの計画に基づいて観光協会との連携強化を図りながら目標達成に向けて努力を重ねておりますので、この分野における地域おこし協力隊の活用は今のところ考えておりません。

質問の2番目、地域おこし協力隊を農林水産活性化及び特産品振興施設の活性化担当として活用できないかについてお答えいたします。特産品振興施設につきましては、地域の1次産品である農林水産物の販売と、それらに付加価値を加えた加工品の開発、販売を目的に整備を進めております。特産品振興施設の運営につきましては、運営主体として商工会異業種交流会から発展した、たら特産品振興株式会社をお願いすることにしておりますので、たら特産品振興株式会社から地域おこし隊に対する的確なニーズと隊員の使命、役割を明確にした計画が提示されれば検討していきたいというふうに思っております。いずれにいたしまし

でも地域おこし協力隊の受け入れは、あらかじめ地域協力活動の年間プログラムを作成し、地域協力活動の全体をコーディネートするなど責任を持って地域おこし協力隊員を受け入れることが求められています。また、地域おこし協力隊員が地域協力活動を終了した後も定住、定着できるように地域おこし協力隊に対する生活支援、就職支援等を同時に進めることが必要でございます。地域おこし協力隊は人口減少や高齢化等の進行が著しい太良町においても有効な施策の一つだと思いますので、調査研究を行っていきいたいというふうに思っております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

わかりました。先ほど町長の答弁でございましたけれど、もう一度地域おこし協力隊事業について概要を説明しておきます。この事業は平成21年度から総務省が行っている事業で、ことしで6年目になる事業であります。わかりやすく一言で言いますと、地域おこしに困っている地方の自治体が都市圏の住民に公募をかけて来てもらい、最長で3年間、その自治体のために地域の活性化に貢献してもらおうという事業であります。その間、総務省からかなり財政的な支援があると聞いております。その自治体のほうもだんだん6年目になる事業です。のでふえてきていまして、全国ですと平成25年度、昨年度で318の自治体で隊員数が978人、佐賀県内では唐津市で2名、武雄市で1名、江北町で2名の隊員が昨年度は活躍されているそうです。本年度も佐賀県で言えば佐賀市の三瀬村と富士町で1人ずつ公募がかけられているところであります。ちなみに佐賀県は九州では一番この隊員数が少ない県なんです。でございますが、お隣の長崎県は9つの自治体で今33名の隊員が昨年度33名の隊員が活躍されているとのことでありました。それで、その地域おこし協力隊の皆さんが具体的にどのような活動をされているのか、少し紹介いたしますと、長野県の泰阜村というところでは農業で村を盛り上げるために3名の隊員を受け入れ、ハウレンソウ栽培を中核とした青年農家自立モデルを確立するお手伝いや無人直売所の運営管理などを行っているそうです。また、沖縄県の沖縄市では商店街を盛り上げるために3名の隊員を受け入れ、中心市街地活性化のための地域団体活動の支援などを行っています。また、島根県の邑南町というところではA級グルメの町というのをつくるために5名の隊員を受け入れ、地産地消の町直営のイタリアンレストランのシェフなどのスタッフとして活動を行っているそうです。また、北海道の上士幌町というところでは、何と8名の隊員を受け入れて図書館の充実を図る取り組みや観光PRや都市との交流活動に対する取り組み、またICTを活用した情報発信力強化の取り組み、また健康診査の普及啓発、生活習慣病の予防を図る取り組みなど観光から健康増進まで多岐にわたって隊員を配置されているという、そういう自治体もございます。それぞれその町のニーズに応じてそれに合った隊員を募集されて課題の取り組みがなされているものと思っております。

次に、この事業をやるメリットを少し説明しておきますと、もちろん本町のいろいろな課題を解決していけるということが大きなメリットでございますが、この事業特有のメリットというのがございます。まずは1番目は、今、町長の答弁にありましたけど財政的なメリットです。この事業では1年間で報酬として上限200万円まで、また活動費として例えば車のリース料ですとか居住費ですね、住居費、住居費などに上限200万円までが特別交付税として措置をされます。隊員を日本全国から公募しますので、その公募するその費用についても上限200万円まで措置されます。財政的な負担がゼロとは言いませんけれど、大変低く抑えられますので、これまで例えば職員を置きたくても置けなかったというようなところにも仮とはなりますけれど配置してみるようなこともできるのではないのでしょうか。

それで、メリット2番目、2番目は、まず都市部からの人材による活性化があると思います。隊員は基本的に都市圏から来ます。それも地域おこしに対する情熱を持った人材になると思いますので、町内の人たちにとってもとても刺激になり、活性化するのではないのでしょうか。また、私たちが日常普通だなあと思っているようなことにも、そういった都市からの人たちの目から見たら新鮮に映るといような、また違った視点で違った価値を発見できることもあるかもしれません。

メリットの3番目は、隊員の定住化が期待できるということです。人口減少問題は本町の喫緊の課題であります。この事業でやってきた隊員の約6割がその活動を終了した後もその地区やその近隣の地区に定住しているというアンケートの結果もございます。

以上がこの事業特有のメリットであります。

では、太良町がどのような分野でこの地域おこし協力隊を受け入れる可能性があるのでしょうか。

それで、1点目に入りますけれど、例えば私は観光振興に役立つのではないのかと考えます。ちょうど2年前の6月のこの一般質問におきまして私は観光行政について質問いたしました。そのとき太良町では観光振興による地域活性化を図るため2012年から2017年の6カ年、観光マスタープランを策定して、それに沿った形で観光行政を行っていくとのことになりました。今、2014年度です。2012年、2013年と、2年がたったことになります。その観光マスタープランであります。どのような基本戦略で構成されているのか説明してもらえますでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

平成29年度を目標年度として23年度に策定をいたしました太良町観光マスタープランでは6項目の基本戦略を掲げております。1つ目が観光協会を核とした情報発信の強化であります。2つ目が海の幸を使った御当地グルメと新商品、お土産等の開発でございます。3つ目が期待されているものを提供できる観光スポットの整備でございます。4つ目が多良岳の観

光資源化による新しい顧客の開拓でございます。5つ目が時間、距離的な条件不利を解消するスローな旅のコンテンツの開発でございます。6つ目が観光業による1次産業の複合的な支援でございます。この6つを基本戦略としてマスタープランを進めているところでございます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

今の6つの観光基本戦略の中の1つ目に観光協会を核とした情報発信の強化というのがありますが、情報発信と申しましてもネットを使ったホームページ、ブログ、またツイッターとかフェイスブックなどのようなものもありますし、パンフレットやリーフレットといった印刷媒体、またテレビ、ラジオ、新聞、雑誌を使ったマスメディアによる広告等々、いろいろあるのでございますが、本町の観光情報を手軽に効率よく発信できる手段としては、まずネットを利用したもの、ホームページやブログなどと思いますけど、今、太良の観光協会のホームページに観光情報の更新と申しますか、がどのぐらいの頻度で行われているか、担当、御存じでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

観光協会のホームページの観光情報の更新については、ブログの更新という形で行われておりまして、その更新頻度はそう多くはなくて、少ないときで一月に1回、多いときでも月に3回ぐらいの程度更新をされてるといような状況でございます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

私も調べてみました。ここ最近の観光協会のホームページの観光情報の更新状況、ことしの5月が1回、4月が1回、3月が3回、2月は0回、1月も0回、12月も0回、11月が1回、10月が0回、9月が1回ですね、これは去年の分ですね。ことしの5月から去年の9月までさかのぼってみると、そういう状況であります。私も情報発信という点ではフェイスブックをやっておりますけれど、個人でも少なくとも五、六回は月更新をするわけなんですよ。観光協会さんもいろいろ忙しい事業を抱えて忙しいと思いますけれど、これまで以上に頑張ってもらわなければ、このマスタープランの1つ目、観光協会を核とした情報発信の強化という目標を達成できないのではないのでしょうか。

また、先般、観光プラン、マスタープランの第2の基本戦略である御当地グルメの開発というのが終了いたしまして、本町の特産である豚肉を使用したたらふく井として発表されました。町内13の飲食店や旅館でそれぞれオリジナルのレシピで提供をされています。例えばあるお店は、しょうが焼き風の井であったり、またあるお店は、から揚げ風の井であったりと、紆余曲折を経て、時間とまた労力と予算とかけて、やっと開発された商品であります。

これから本町のグルメの一つの柱に、また観光の柱として育てていかなければいけないものだと思っています。そうした町の新しい特産品を売り込んでいくことも観光協会ではこれから企画立案してPRをしていかれるものと思っています。そうした新しいものに対する観光戦略も必要でしょうし、またこれまでの太良町の観光戦略において観光マスタープランの6年のうちの2年、3分の1が経過した今、一旦その進捗率、また達成度というものを検証してみ、達成できそうにないならば、そういった観光振興の実績がある地域おこし協力隊の人を公募して招き入れて、その起爆剤として活性化させるという方法もあるのではないのでしょうか。そういったマスタープランの検証というものをされるという予定はありますでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

6年間の計画であります太良町の観光マスタープランも本年26年度で3年目になります。来年度からは後半の3年になりますので、関係機関とも十分協議をして、これまでの進捗状況をチェックをいたしまして、議員提案の地域おこし協力隊の活用等も視野に入れながら検証を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

ぜひそういった計画途中での検証も行ってもらいながら計画が目的に達することができるようやってもらいたいと思います。それと、今はやっていない収益事業というのも考えてもらったらいかなと思っています。

次に、2点目に移ります。例えば地域おこし協力隊を農水産業活性化及び特産品振興施設の活性化担当として活用できないかということについてですが、現在の太良町の農業、また水産業の課題としてはどのようなものがあるのでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず、農業でございますが、農業従事者の高齢化、それから後継者、いわゆる担い手不足ですね、それから産地間の競争の激化あるいは輸入野菜の増加による価格の低迷等、このようなことが課題として考えられると考えております。水産業につきましては、有明海の環境の悪化ですね、赤潮、それから貧酸素水塊水域、それから潮流の停滞等で水産物の資源が枯渇をするという状況と、農業と同じく漁業者の高齢化と担い手の不足と、そういうことが考えられると思っています。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

農業問題に対してのこの地域おこし協力隊の事例としましては、さっき言いました長野県

の泰阜村のハウレンソウ栽培を中核とした青年農家自立モデルを確立する手伝いや無人直売所の運営管理ですとか、または愛知県豊根村の山村留学生の指導員と個人農家の作業補助などの事例もございます。また、山形県の村山市のように女性7名の隊員を募集しまして、直接その民間の農場で働いて農産物の生産活動に従事してもらうというような直接的なものもございます。また、漁業問題に対しての地域おこし協力隊の事例としては、直接漁業に従事してもらうというのはなかなかないんですけど、例えば長崎県の壱岐市では島の豊かな1次産業、2次加工品を生かし6次産業化を進めるために地域の1次産業、2次産業の現場を取材し、資源調査を行い、商品開発のためのワークショップを島民の皆さんと連携して行い、既存商品の磨き、また新商品開発に積極的にかかわっていくというような人材を募集されております。本町にも最近太良球場の隣に特産品振興施設ができていますが、例えば農産品や水産品の加工食品をつくるに当たってどのようなものをつくれればいいのかという6次産業化につながる商品開発に秀でたそういった隊員を募集するのもいいでしょうし、また自分で野菜などをつくってはいませんが、車を運転することができない、それで出荷することができないというような高齢の農業従事者のお宅まで作物を回収して回ったりするようなそういうシステムを構築して農業の活性化につながる人材としての隊員を募集するのもいいでしょうし、そのニーズに合った人材を募集することができると思います。農林水産課長にお聞きいたしますが、こういった形での地域おこし協力隊のような外部の人材の農林水産業への活用をどう考えられますでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

いわゆる1次産業、農業等につきましては、若者の定着率が高くないというようなことで、現在、町内においても農業関係の皆さんが民間の人材の紹介所を通じてベトナムから研修生という形で農業のお手伝いをされる方を採用をされております。それから、1次産業の活性化ということで平成21年あるいは22年から緊急雇用創出基金事業ということで、例えば農事組合法人多良岳さんの特産品としてのワサビの確立を図るというようなことで2名の方の人件費等の助成をいたしております。ほかにもJAには4名の方、それから森林組合にも2名の方、それと大浦漁協と多良漁協には、多良漁協はバラ干し生産と販売の方ですね、それと大浦漁協については地域ブランドの確立ということで竹崎カニとカキの販売促進の従業員の方1名、そういう方たちの人件費の助成をいたしております。この事業が今年の6月、今月いっぱい終了をする予定になっております。その後どうするかというと、先ほど来、議員お話のとおり地域おこし協力隊の活用というのも一つの有効な方法だと考えておりますので、先ほど町長の答弁にありましたとおり、今後調査研究を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

わかりました。

今回、例えばこういう形でということで観光振興と農水産業の活性化及び特産品振興施設の活性化について絞って話をしてみましたが、ほかにも例えば先ほどの話にも出てきたように、図書館のスタッフが、今、本町の場合は臨時職員の方しかいらっしゃいませんけれど、そういった中に都市部で図書館運営の経験を持ってる人とかに入ってもらって、これからの図書館運営を一緒にやってもらうですとか、それとほかにもまた福祉の分野や健康増進、また教育の分野でもいろいろと執行部のほうで考えてもらえたら、そのほかにも適当なものがあるかと思っております。これまでこの地域おこし協力隊というものについて述べてまいりましたが、最後に町長にお伺いいたします。この地域おこし協力隊についての町長としてのお考え、いかがなものかお伺いいたします。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

今、るる田川議員から御指摘等がございましたとおりに、私は常日ごろ町の活性化は何か欠けると、太良町にはリーダーとなる人材がない、再三この議会でもお話をしておりましたとおりに、こういうふうな地域おこし協力隊というのがおいでになれば、何らかの形で1次産業、2次産業、3次産業に各部門で前向きに協力隊の方をぜひ入れて、そして地域の活性化に向けて頑張っていたきたいというふうに思いますから、本当にもうこれは私再三何遍でも繰り返しますが、リーダー的存在がないんですよ、町には、やれ、やれと言っても、手挙げる者がいないですからね、こういうようなことでぜひ前向きに検討して、できるだけ意に沿うような形をもっていきたいと思います。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

この地域おこし協力隊につきましては、それを実施しました自治体へのアンケートというのがありまして、平成25年6月末日までに任期を終了した隊について聞いたところ、全体の約8割の自治体が協力隊を受け入れて大変よかった、またはよかったと回答されています。また、先ほど言いましたように全体の隊員の約6割がその活動した地区や近隣の地区に定住しているという結果でもあります。ぜひ前向きに検討してもらい、本町の活性化につながることを期待いたしまして、私の一般質問を終わりにします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（末次利男君）

これで、2番通告者、田川君の質問を終わりましたが、暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前11時 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

3番通告者、久保君、質問を許可します。

○10番（久保繁幸君）

通告に従いまして、空き家等の適正管理に関する条例の運用状況についてお尋ねをいたします。

近年、倒壊資材の飛散等の危険がある空き家等の増加で排除の要請と相談が多く寄せられたというのが現状であります。増加の要因として管理者の不在、また経済的な事情等により適正な管理が行われていないと聞きますが、本町の空き家等の適正管理に関する条例ができ1年半が経過いたしました。今後ますます進んでいく高齢化や少子化により空き家等はふえていくことを懸念しております。そこで、現在対象になっている空き家の数はどれくらいあるのか、今後空き家がふえることが予想されますが、どのように対処されるのか、また活用の方法はないものか、次に空き家の固定資産税や各地の区費やもろもろの会費等があると思いますが、このようなことはどのようにしておられるのか、最後に住民生活や通学通勤等に危険を及ぼす家屋をどのような解決策を考えておられるのかお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

久保議員の空き家等の適正管理に関する条例についての質問の1番目、現在、対象空き家の数はどれくらいあるのかについてお答えいたします。

平成24年度に実施した空き家調査の結果によりますと、空き家が158戸、そのうち危険家屋が34戸となっております。

2番目の今後空き家がふえていくと予想されるが、どのように考えていくのか、また活用の方法はないのかについてお答えします。

まず、どのように考えていくのかであります。倒壊しそうな家屋の把握を確実にし、条例の規制に基づき助言・指導、勧告、命令、命令に従わない場合、氏名等の公表、代執行等の実施の順で粛々と実施していかねばならないというふうと考えております。

次に、活用の方法はないのかについてお答えします。

利用可能な空き家の有効利用を図るための空き家情報バンクというものがあります。これは役場が利用可能な空き家の情報を集め、空き家を貸したい方と空き家を利用したい方との橋渡しを行うという制度でございます。現在、利用を希望される方は8名おられますが、空き家を貸してもいいと登録されてる方は現在一つもありません。家屋は個人の資産でありますので、所有者の承諾が前提となることから、空き家バンク以外にこれといった活用方法が見出せないのが現実でございます。

次に、3番目の空き家の固定資産等はどのようにおられるのかということですが、家屋

につきましては人が住んでいるかどうかにかかわらず固定資産税の対象となります。なお、家屋を解体された場合は税務課へ御連絡をいただき、職員が現地確認を行った上で台帳の整理をいたしております。

4番目の危険家屋の解決をどのようにしているのかという分ではありますが、現在、空き家の周りの住民の方や身内からの情報とかで現地を確認し、解体したほうがよいと判断した家屋は4件でございます。この4件の所有者あるいは関係者には既に直接お会いして解体に関するお話をし了解をいただいているところでございます。しかしながら、実際に解体までは終了したという実績はありません。今後解体を急いでいただくよう話を進めていかなければなりません。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

順を追ってお尋ねしていきます。

老朽化や台風などの自然災害により建物や工作物など空き家の建築資材が飛散したり人に危険や人の財産に害を及ぼす状態の空き家は解体したほうがよいというふうに今御報告で、34件中4件というふうなことでございますが、この今段階的に事務の流れで条例的に順序があると思うんですが、この4件はまずはどの段階にあるのか、それをお尋ねしたいです。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、4件あるわけですが、そのうちの2件は助言及び指導を行ったということでございます。あとの2件につきましては、解体については自主的に向こうのほうから役場のほうに相談にいらっしゃったので、そこの助言・指導まではいってないという状況でございます。

○10番（久保繁幸君）

それでは、助言ということは、段階的にいきますと、まだ当初の段階、後に勧告、命令、公表、行政代執行というのがありますが、この4件、まずは考えますのは、この4件の方に早く解体したほうがよいということで町のほうは言っておられますが、この4件の所有者の方に人にけがや財産に害を加えた場合、所有者が被害者に対し補償しなければならないということは当然だと思うんですが、その辺の4件の方の所有者にはこのような十分な補償等々のお話をなされておられるのか、仮にそういう被害をさせた場合、何とか町がやるのではなからうかというような、そういうふうな曖昧な納得では困りますので、その辺のお話はできてるのかお伺いいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

先ほど町長の答弁の中でも申しましたとおり、その4件の家屋の所有者の方が全て役場のほうに既に来られて、そこら辺の相談をされるということで、こちらのほうも今議員がおつ

しゃったような指導も内容もお伝えをしておるところでございます。

○10番（久保繁幸君）

その解体したほうがよいと判断された4件、仮にお話がなかなか難しく、今順序、今は助言の段階なんです、次に勧告をなされ命令をされたときに代執行ができるというような最終的な判断がありますが、これの代執行というのはどのような執行なのか、ちょっと私わからないので、その辺教えていただきたいと思っております。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、代執行というのは、まず空き家等に限って申しますと、壊れそうになって危険、もうこれはもう本当に危険だということで、ある程度の履行期限を定めて壊しなさいよということをもまず申し上げて、その履行がされないというときに代執行令書というのを所有者の方に差し上げて戒告をするという、いわゆる嚴重に警告をしますということをもまずやるんですよ。その次に、それを受けてもまだ義務者が、義務者ということはその所有者が壊さないということになると、代執行令書というのをもちまして代執行をなすべき時期、それから代執行のために派遣する執行責任者の氏名、それから代執行に要する費用の概算による見積もりを義務者に通知をするという段階があります。代執行のために現場に派遣される代執行責任者につきましては、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証憑を持って現地に赴くということでございます。それで、壊してしまったということになりますと、その費用の徴収につきましては実際に要した費用の額及びその納期日を定めて、その所有者の方に文書をもってその納付を命じるということになるという、これが代執行と、これは法律の行政代執行法というものに基づいてやるということでございます。

○10番（久保繁幸君）

大体わかったんですが、代執行はもちろん所有者が金額を払わないということなんですが、むしろ支払いができない場合はどのような措置をとられるわけですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えをします。

この法律の中にどうするかということが書いてあるわけですが、そういうふうには払わないというような事態が生じたときは、まずは代執行に要した費用については国税滞納処分の例によりこれを徴収することができるということになっております。いわゆる差し押さえ等とかいろいろなことでも換金をしていくということで、いろんな給料とか、そういうのを差し押さえるということになっております。それはその順位は国税、それから地方税の次に3番目に該当するという規定になっておりますので、そういうことで埋め合わせていくということになります。

○10番（久保繁幸君）

その4件の中で最も重要な案件の物件があるというふうにお聞きしたんですが、その重要物件が今どのように解体に向けての進行をなされておられるのかお尋ねいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えしますが、ちょっと質問ですが、その重要などというのは。ちょっと教えてください、済みません。

○10番（久保繁幸君）

危険とか、そういう、これはもう早々に解体したほうが良いという、この4件の中で2つの物件が最重要課題というふうなことを聞いておりますが、その物件は、公表できれば、まだ公表の段階は、公表というたら、もう最後のあたりなんですけど、これはできないと思うんですが、それを今どういうふうな所有者の方とお話ができ進行できてるのか、ただ執行、今、助言をされただけというふうなところまで来てると思うんですが、その辺がどのように進んでいるのかお尋ねいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その2件につきましては、既にいわゆる文書を差し上げて、この順番で申しますと最初の助言及び指導ということを行った家屋が2棟あるということですが、これにつきましては、今の現状は、もう本人さんたちも、両方ともですけど壊しますという意思表示をされてるんですよ。大体壊すための金額もおおよそこれぐらいになるということも認識をされておるんです。あと50万円の補助というのがありますが、これにつきましては、うちの中の条例の中の規定で過去3年間が町県民税が非課税という前提がございますので、それに該当されるかどうかはわかりませんが、一応そういう補助制度もございますからということでお話はしてます。1件はそれに該当される可能性が高いですが、もう一件のほうは、もう全く該当されないだろうということで、全額自分の手出しで壊していただくということになると思います。これはそれぞれ皆さん納得されて今お帰りいただいているところですが、その後、壊しますという連絡がありませんので、もう一回ちょっと催促をして早く壊していただくような手だてをしなくちゃならないというふうに思っています。

○10番（久保繁幸君）

今、非課税の問題が出たんですが、対象の中で非課税の世帯分の空き家が今158ですかね、空き家が、どの中でどのぐらいの分が、非課税の分につきましては町自体で補助金を交付するというふうなことになってると思うんですが、今、この158の中に非課税世帯の中の空き家はどれくらい、把握されておられれば教えていただきたい。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

それについては把握をしておりません、まだ。

○10番（久保繁幸君）

把握はしておいていただきたいと思います。

それからまず、緊急を要する場合、町の地域を管轄する警察その他の関係機関に対して必要な措置を要請することができるとしてありますが、これはどのような場合のときに要請をなされるのか、緊急を要する場合としてありますが。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

緊急を要してその関係機関との連携をとるところでございませうですか。（「いや、これ条文の中にあなたたちがつくった中に、第14条」と呼ぶ者あり）

第14条ですね。それにつきましては、緊急を要するときは、町を管轄する警察とその他関係機関に必要な措置を要請することができるというこれ条文なんですけども、これについては、空き家の中に不審者がおったり、それとか代執行時に邪魔をされる可能性等もあるという、想定なんですけども、これは、現実あるかどうかはわかりませんが、そういうことがあったり、たまり場になっておるときに、そこにある方々がおって、その方々との調整をしていただくというようなことで警察、その他行政関係者に緊急に来ていただくことができるという規定を設けておるものでございませう。ただ、これはまだ一度もこういうことありません、あくまでも想定の中での話ですが、起こり得るかなということで、こういう条文を設けてるということでございませう。

○10番（久保繁幸君）

今、たまり場の状態ということを発せされましたんですが、不特定多数のたまり場の状態になってるといふところがあるとお聞きいたしますが、これは本当ですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

私のところにはそういう情報は入って来てないですが、1件だけそういうふうなたまり場じゃなくて、そこの中に勝手に入ってる人たちがいるんじゃないかというふうなところがあるというのは以前聞いております。そこにつきましては、もう既にその所有者の方がトラロープとかを張って中に立ち入らないようにということで札等を下げたりコーンを立てたりして注意を促しとるということでございませう。

○副町長（永淵孝幸君）

補足ですけれども、1件、この条例を制定する前に、今言われたような家屋があるといったことで、地域住民の方から区長さんを通じて町のほうに解体をお願いできんかというふうな話がありまして、その方に、ちょっとたまり場になって、ひょっと火事でも出たら隣近所住宅もあるから大変だからというふうなことでお話しして、大分時間かかりましたけれども、そこは解体をしていただきました。そういったことは過去にあっております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

今、158の空き家の中で利用可能な家屋が124戸やったのですかね、あるというふうな答弁でしたが、それを希望される方が8名いらっしゃるということですが、空き家の情報バンクという制度もうちの町にはあると思うんですが、これは人口減少を防ぐためにも空き家情報バンク登録を所有者の方に積極的にお願いして回るべきではないかというふうに考えておりますが、空き家バンクの登録を担当しておられる担当課はどのような計画、行動をなされておられるのかお尋ねいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

所有者が現状を空き家のままにしていらっしゃるということは、その所有者の方が当該家屋に不動産としての資産価値を見出しているという事だと思っておりますので、あえて空き家の個々の所有者を回って空き家バンクへの登録を働きかける計画は現在ありません。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

空き家情報を、貸してもいいという登録がないということなんですが、その主たる理由は何ですか、税金の分だけじゃないかと思うんですが、いろいろな事情があると思うんですが、どのようなことで124戸、全部が全部登録ができないというのは、その辺はどのような理由があるのかお尋ねいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

区長さん等に照会したり、あるいはいろんな情報によりますと、まず家財等、仏壇等も含むんですけども、家財等がそのままであったり、あるいは相続の手續等が進まないで所有権の問題がまだ残っていたり、そもそも家屋そのものが古くて水回りの手入れ等が進んでいないというような家屋が多くて、いまだ登録がないというのが現状だというふうに私どもは理解をしております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

124戸、その中に8人が借りたいという人がおられるならば、あなたたちが努力していただければ、8件ぐらいの、124中、8というのは見つかるんじゃないでしょうかね。その辺を貸し付けをまだ、これは町長にちょっとお尋ねするんですが、貸付状況をつくるための方策として貸付制度等をつくってはどうかということをお考えとるんですよ。これも人口減を防ぐために、先ほど平古場議員もお尋ねになりました住宅の増設、早くしていただきたいとい

うことを言っておられますし、若年女性人口の大幅減、2040年には823が290ですか、ということの推計もあっておりますが、またこれをこのままにしていけますと2040年、総人口、太良町の人口は5,300を切るというふうな統計が出ておりますが、このままでは太良町自体、強制合併をさせられるんじゃないだろうかというようなことも危惧もしております。だから、こういうことができるような制度等も貸付制度もつくって、8名様の借りたいという希望者があるのであれば、それを条件的にそういった方たちにどうにかしてそういう太良町に住んでいただくというような施策をしてもらう方法はないのかお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

お答えいたします。

先ほど来から担当課長がお話ししますとおりに、現在のところは空き家バンクには貸してもいいよという登録された方が全然いないんですよ。だから、そこら辺を宣伝しながら、今後空き家も貸してもいいという登録の申し込みされる方があれば、先ほどからお話がありましたとおりに家屋の改築資金等々も当然必要となってくると思いますので、これも一つの方策として今後検討していきたいというふうに思います。

○10番（久保繁幸君）

検討というお言葉なんですが、先ほどの今議会が始まる前に正副議長会に出席した折にセミナーの中で聞いてきました。検討というのは、ただお話をされるだけで、それを突き詰めて追求な質問をなささいということで教えていただきましたので、いずれかまたこの件につきましては追求させていただきたいというふうに考えております。

○町長（岩島正昭君）

この件については、今、議員おっしゃるとおりに、以前、私が課長になった当時に検討ということはせんということやろうもんというふうなことを指摘を受けたことがございます。できるだけ前向きにそういうふうな制度を利用するように検討していきたいと思います、前向きにです。

○10番（久保繁幸君）

検討と前向きは違うような答弁でございますので、なるだけ進捗状況が聞けるような状況に持って行っていただきたいと思います。

それから、今さっき固定資産税等々の件について言ったんですが、固定資産税の件ですが、宅地にしておいた場合と、またこれをこうして更地にした場合、税率でどのくらい違うのか、仮に100坪のところと50坪の家があったとした場合、どれぐらいの税率の違いができるのか、多分私の考えでは更地にしたほうが6倍ぐらいの課税率があると思います、その辺は税務課長、わかれば教えていただきたいと思います。

○税務課長（大串君義君）

お答えいたします。

住宅地につきましては、課税標準の特例ということがありまして、200平米までは評価額の6分の1を課税標準額にすると、それ200平米を超した場合、3分の1に課税標準額を減額するという特定措置がございますので、仮に宅地が50坪といえは165平米ですので200平米未満ということで、6分の1に住宅が建っていた場合は圧縮されていたやつが、住宅を取り壊して更地にした場合、宅地じゃなくてそれが雑種地というふうに評価をした場合は、約4倍ほどの固定資産税が上がってくるというふうに考えております。ただ、家屋にも当然老朽化した家屋というわけですが、20万円以上の家屋につきましては税金がかかっておりますので土地については上がると、ただし家屋についての固定資産税がなくなるということでございますので、プラス・マイナスで幾らかはふえてくるのではないだろうかというふうには考えておりますけれども、これはケース・バイ・ケースでございますので、実際どれぐらいになるかというのはちょっとはつきりは申し上げられません。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

今のお話でわかるるように、やっぱり幾らか更地にした場合が税率が高いということなんで、この辺も幾らか、これ158戸ですかね、この辺も解体でき、町並みをきれいにするためには、幾らかやっぱりその辺の特例も今後考えていただきたいというふうなことを要望しておきたいと思います。

それから、現在まで実態調査や立入検査を何回ぐらい行われてきたか、ここ1年半ぐらいたっておりますが、その結果どういうふうであったのかお尋ねいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その百何十棟の数を出したときは、役場の職員、それから各区長さんをお願いをいたしまして数を出したわけでございますが、その後、その立入調査、実態調査ですね、そういうのをどれぐらいやったかということではありますが、これについては、今回壊したほうがよいという4件については実態調査をやったわけですが、立入検査を実際やったというのは1件だけということでございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

今、区長さんあたりからの情報提供ということでお答えになったんですが、やはりこれは年間何回か決めて担当課で自主的に調査されることを、それとまた区長さんあたりから聞くお話と、また担当課が調べられる調査とまた違うと思うんですよ。その辺は機会を見て調査をされるということを希望しておきます。

それから、仮にこの158戸の空き家の家を町に寄附を申し出られた場合はどのように処遇されるのか、多分町にいただいても余り金にはならないと思うんですが、申し出られた場合は

どんなになるのかお尋ねいたします。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えいたします。

今、空き家の124戸に限らず一般的にですけど空き家等の建物について寄附の申し出があった場合は、現在寄附は受けておりません。というのは、当然寄附を受ければ、その解体等の費用が発生しますので、寄附を受けてないという状況であります。ただ、土地について公共用地としての利用が見込まれる場合もございますので、そういう申し出があった場合には現地調査を行いまして、ケース・バイ・ケースで現在対応しているところであります。

○10番（久保繁幸君）

一部では亀ノ浦の中嶋病院の跡地を寄附をなされたと聞きました。全部ではないんですが、それは本当ですかね。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

中嶋病院の駐車場跡地については寄附を受けておりますが、医院跡地ですね、医院跡については寄附は受けておりません。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

医院跡は受けてられなくて、それではこっちから行けば左側の空き地のほうですね。そこで、町長にお尋ねしたいんですが、あそこの交差点、ちょこちょこ事故や混雑で道幅も狭いし、通勤通学路でもあります、大変危険な状態の道と思います。あの辺、寄附をいただかれたのであれば、どうにか改築をなされて道幅を広くされる案はないのか、その辺は、物すご野崎のほうから来る、こっちから入っても難しい、野崎から来るのも難しいような状況の道なんですが、その辺は何かいい案がないのかお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

中嶋病院の跡地の駐車場のほうについては、確かに寄附を受けて太良町の名義になっております。あと医院の跡地は、さっき課長が申しましたとおりに底地と上物、建物違うんですよ。だから、あそこの分については、もうそういうふうなことだから寄附は受けてないという状況です。御質問のあの角の隅切りについては、今現在土木事務所のほうでほぼ設計書ができ上がるとお思います。ただ、一部ちょうど中嶋病院の駐車場の多良寄りが用地がかかるそうですから、あそこを橋を広げて歩道も改めて作り直すということですから、大々的にハンチをとって、うんと曲がりやすいようにしてくれという土木事務所にはそれでお願いをし、もうほぼ用地ができれば、すぐ発注にかかると思います。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

早い完成を願っております。また、同じ時期に空き家等の適正管理に関する条例を施行された4市3町、武雄、伊万里、鹿島、嬉野、大町、江北、白石、太良町なのですが、他の市町村が抱えておられる問題点がどういふような案件があられるのか、別に大した案件はないのか、また重要な案件をお持ちになるのか、そういうお話はなされたことありますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これについては、協議会みたいなのを今つくっておりますが、そこでの話でも出ますけれども、今もメールというのがあって、一斉に疑問があったら、その市からとか町から我々のほうにこういう場合はどうしてますかという、教えてくださいとか、うちはこうしてるんだが、そっちどがんしよるのですかとか、そういう話が来ます。例えばこれはもう武雄市の例ですが、こういう内容でございます。本市では条例により助言・指導、それから勧告に従い空き家等の除却を行う者に対し補助制度を創設し、条件として非課税世帯に属する者としていると、これうちと同じなのですが、例えば所有者が死亡しており、相続人等が複数いる場合に課税者、非課税者がいる場合、いわゆる非課税世帯の人もいるし課税の世帯の兄弟とかもいらっしやると、相続をされた、混在する場合の対応を定めておりませんと、これはうちも定めておりません。他自治体の補助制度をどのようにされているか御教示願いたいと、こういう一例ですが、こういうどこでも悩んでおるような案件が協議会を構成している市町のほうから出まして、逐次話し合いをしとるという状況でございます。

○10番（久保繁幸君）

せっかくつくられた構成地区のお話し合いと思うんで、いい案があれば、逐次本町の役に立つような活躍をさせていただきたいというふうに、していただきたいというふうにお願ひします。

最後になりますが、これ町長になんのですが、高齢化に伴い農地の荒廃に続いて家屋の荒廃も続き、行き先将来が危惧される本町であります。空き家などが危険な状態にならないよう適正な管理を所有者に求め、地域環境の保全及び倒壊などにより事故、犯罪、火災等を未然に防止し、住民が安全で安心な暮らしができるよう将来展望ができるまちづくりを願う一議員であります。町長、この辺をどのように先を思っておられるのかお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

お答えいたします。

議員御質問の農地等の荒廃対策につきましては、皆さん御存じのとおり基盤整備事業等々対策をしておりますが、必要に応じては今後も継続して続けていきたいというふうに思っております。空き家対策につきましては、先ほどからお話しありますとおりに貸し手がない状況でありますから、先ほどから担当課長も言っておりますが、まだ家の中に仏壇とかあるいは家財等もありますから、これらを片づけないと借り手もないんじゃないかというふうに

思っております。こういうふうなことを加味しながら、これからも貸し手と借り手の橋渡し役として一人でも多くの方が町内に住んでいただくためにも、区長さんあるいは議員さんあるいは執行部が三位一体となって町民が安心・安全な暮らしができるようなまちづくりに取り組んでいきたいというふうに思っておりますから、今後ともよろしく願います。

○10番（久保繁幸君）

よりよいまちづくりを期待して私の質問を終わります。

○議長（末次利男君）

これもちまして一般質問の全てを終了いたします。

本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時40分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 下 平 力 人

署名議員 田 川 浩

署名議員 江 口 孝 二